

7 生徒指導

(1) 長野県いじめ問題対策連絡協議会

ア 目的

長野県いじめ防止対策推進条例第 11 条の規定により、本県におけるいじめ問題の克服に向けて、いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携をより実効的なものとするために設置。

「いじめ問題対策連絡協議会」における連携の成果が、市町村が設置する学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、市町村教育委員会との連携を図る。

イ 会の構成

関係機関	長野県弁護士会	
	長野県医師会	
	長野県公認心理師・臨床心理士協会	
	長野県社会福祉士会	
	長野県精神保健福祉士協会	
	いじめ防止ながの県民ネットワーク	
	長野県 P T A 連合会	
	長野県市町村教育委員会連絡協議会	
	長野県高等学校長会	
	長野県中学校長会	
	長野県小学校長会	
	長野県私学教育協会	
行政関係	法務省長野地方法務局	人権擁護課長
	長野県	県民文化部次世代サポート課長
		県民文化部こども・家庭課長
		県民文化部私学振興課長
		中央児童相談所の職員のうちから 中央児童相談所長が指定する者
	長野県警察本部	生活安全部少年課長
長野県教育委員会	教育長	
	心の支援課長	

ウ 検討事項

- ① 学校及び地域におけるいじめの状況
- ② 学校、地域、関係機関等によるいじめ防止等の取組
- ③ 新たな知見、見解等に基づくいじめの予防教育のあり方
- ④ 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止等に関する事項

(2) 長野県学校支援チーム

ア 趣 旨

児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するため、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「長野県学校支援チーム」が専門的な支援と助言を行い学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

イ 委 員

職 種	氏 名	勤 務 先 等
弁護士	匂坂 千穂	すずらん長野法律事務所
弁護士	諏訪 卓也	弁護士法人下平法律事務所
医師	飯田 俊穂	安曇野内科ストレスケアクリニック院長
医師	青沼 架佐賜	長野市民病院小児科長
学識経験者	上村 恵津子	信州大学教育学部教職大学院教授
臨床心理士	佐々木 尚子	長野県スクールカウンセラー
精神保健福祉士	夏目 宏明	長野県精神保健福祉士協会会長
社会福祉士	宮寄 貞子	北信教育事務所スクールソーシャルワーカー

ウ 職 務

(a) 学校の諸課題への支援

①助言（電話・メール相談）

学校が対応に苦慮しているケースについて、県教育委員会が「チーム」のメンバーに、電話やメールで専門家の立場からの助言を求める。

②緊急派遣

事案がさらに深刻な場合、「チーム」のメンバーを直接派遣して対応する。

(b) 重大事態への調査支援

いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法第 28 条及び長野県いじめ防止対策推進条例第 15 条に基づき、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を学校に派遣し、学校の重大事態に係る事実関係を明確にする調査を支援する。

(c) その他

①事例検討会

児童生徒の生徒指導上の諸問題に解決に向け、「チーム」専門家の講義を通して、教育委員会事務局指導主事がスキルを身につけ、電話相談、学校訪問等の際に適切に活かせる。

るようにする。

②学校向けの指導資料等への助言

(3) 相談・支援体制の充実

ア スクールカウンセラー（SC）の配置

公認心理師、臨床心理士、大学教授等のスクールカウンセラーを全ての公立小・中・義務教育学校に配置し、児童生徒及び保護者の教育相談や教職員への助言等に対応した。また、4教育事務所配置のスクールカウンセラーを全ての県立高校・特別支援学校の要請に応じて派遣し、生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行った。

イ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

東信、南信（飯田事務所を含む）、中信、北信の各教育事務所に計 35 名の SSW を配置。社会福祉や精神保健福祉の専門家として、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して介入し、学校と福祉関係機関との連携をコーディネートしながら、児童生徒を取り巻く環境改善に向けて総合的な支援を行った。

ウ いじめ・不登校相談員の配置

東信、南信、中信及び北信教育事務所に各 1 名のいじめ・不登校相談員を配置。管内の公立学校において、いじめや不登校に関わる状況を把握し、生徒指導専門指導員や SSW とともに対応策を検討。改善を図るための相談・助言を行った。

エ 子どもと親の相談員の配置

不登校の未然防止及早期発見・早期対応を図るため、専門の相談員を小学校 30 校に配置。学級担任等と連携して家庭訪問や登校援助指導等を行った。

オ 学校生活相談センター

学校生活相談センターにおいて、指導主事及び臨床心理士等が、電話・メールによる教育相談、来所相談等に対応した（24 時間フリーダイヤル）。

令和3年度実施状況

相談対象者	件数
小学生	283
中学生	345
高校生	413
不明・その他	167
計	1,208

相談内容	件数
いじめに関する事	102
不登校に関する事	145
その他子ども自身に関する事	300
教師学校の対応に関する事	320
家庭・子育てに関する事	173
その他	168
計	1,208

カ LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」

LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」4月1日から3月31日の毎週水曜日に定期開設するとともに、長期休業前後に集中期間を実施し、計68日間で749件の相談に対応した。

(4) 生徒指導研修の充実

児童生徒の個性尊重と潜在能力の伸長をめざし、心を理解する感性を磨き、よりよい人間関係をつくるための予防開発的生徒指導を推進するとともに、生徒指導上の今日的課題の理解と対応を学ぶための研修講座を総合教育センターに開設した。

(5) いじめ・不登校地域支援事業

ア 趣旨

各学校におけるいじめや不登校などの実態や課題を迅速に把握し、解決に向けて指導や助言を行う「いじめ・不登校地域支援チーム」を東信、南信、中信及び北信教育事務所に設置。

学校、家庭、市町村教育委員会、民間支援団体を含む関係機関などと連携した支援の充実に努め、管内のいじめや不登校への対応に係る中核的な機能を果たした。

イ 実施状況

- ① 各教育事務所の学校教育課長をリーダーとして、生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが中核となり、教育事務所内の全指導主事がチームとして、いじめや不登校の問題に悩む児童生徒への支援とともに、児童生徒を取り巻く環境改善のための総合的な支援を行った。
- ② 県教育委員会が年2回開催するいじめ・不登校全県研修会や各教育事務所が年2回開催する地区推進会議において、いじめや不登校への対策に関わる研修を行った。

(6) 不登校児童生徒等に対する学びの継続支援に関する懇談会

ア 趣旨

不登校が長期化している児童生徒の学びの支援について、有識者等の意見を聴き、不登校に対する理解を深める啓発活動や具体的な支援の方法等について検討を行う。

イ 構成

	氏名	所属等
座長	荒井 英治郎	信州大学教職支援センター 准教授
	宮寄 貞子	長野県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
	高城 早苗	長野県スクールカウンセラー
	池田 剛	NPO法人ぱーむぼいす 理事長
	西森 尚己	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」 代表
	近藤 守	長野県市町村教育委員会連絡協議会 会長
	小山 隆文	東御市教育長
	熊谷 弘	長野県PTA連合会 会長
	高野 直樹	長野県小学校校長会
	北澤 嘉孝	長野県中学校校長会

ウ 実施状況

第1回 令和3年6月7日

第2回 令和3年9月13日

第3回 令和4年2月14日

(検討事項)

- (a) 不登校が長期化している児童生徒の学びの支援について
- (b) 多様な学びの場における不登校児童生徒の出席扱い・学習評価について
- (c) 不登校に対する理解を深める啓発活動について

(7) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア 全国いじめ問題子供サミット

いじめをなくすためには、子どもたちが自らいじめについて考え、自らの手で解決に向けて取り組んでいくことが効果的である。このことを踏まえ、いじめ防止に主体的に取り組む児童生徒が集い、交流する機会として「全国いじめ問題子供サミット」への参加を呼びかけたが令和3年度は参加希望校がなかった。

イ インターネット等の適正利用の推進

- ① 高校生インターネット適正利用推進事業（ICTカンファレンス長野大会）の開催
 - ・長野県大会 令和3年10月9日（土）オンライン開催 4校20名参加
 - ・全国サミットへの参加（令和3年11月3日）松本工業高等学校生徒1名参加
 - ・高校生ICTカンファレンス長野県大会からのメッセージをすべての高校に配信
- ② 「インターネットについてのアンケート」調査の実施
 - ・調査実施時期 令和3年6月～11月
 - ・調査結果公表 令和3年12月24日
- ③ 指導資料「ユビキタス@nagano」を作成し、全ての学校に配信
- ④ 長野県青少年インターネット適正利用推進協議会の開催
 - ・青少年のインターネットの適正利用の推進を目的に官民共同で設置する協議会を2月に開催。

ウ 中高生徒指導連絡協議会

高校に入学した直後の生徒が、学校生活や学業に適応できず不登校になったり問題行動を起こすことがある。一人ひとりの生徒が生き生きとした学校生活を送るためには、中・高の生徒指導の密接な連携を一層強化し、地域ぐるみで生徒の健全育成を図る必要がある。

このため、旧通学区ごとに中・高生徒指導連絡会議を開催し、連携を強化・充実して地域ぐるみで生徒の健全育成に努めた。

エ 家庭との連携促進

学校と家庭との一層緊密な連携のもとに、非行防止、健全育成を図るため、家庭訪問による指導の充実を図った。

オ 予防啓発活動等

- ・指導資料「ユビキタス@nagano」（スマホ・インターネット問題対応資料）の作成と配付
- ・不登校への対応の手引き（改訂版）「不登校への支援について考える」の配信